

定款細則
(入会金、及び会費の規定)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下当協会という。）定款第8条の規定に基づき、当協会の正会員、準会員、団体会員の入会金及び会費について定める。

(入会金)

第2条 正会員、準会員に対する入会金は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入会金の金額とする。
2. 団体会員に対する入会金は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入会金の金額とする。

(会費)

第3条 正会員、準会員に対する会費は、年会費とし、その額は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年会費の金額とする。
2. 団体会員に対する会費は、年会費とし、その額は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年会費の金額とする。

(休会中の会費)

第4条 休会中の会費は、会費の半額とする。
2. 年度途中での休会は、会費の全額とする。

(年度途中の入会者の会費)

第5条 年度途中において入会した会員の会費は、第3条による年会費を月割により計算した額（入会月を含め計算し、月割額に百円未満の端数のあるときは月単位で切り上げる。）とする。

(会費の納入)

第6条 会費の納入は、原則として毎年6月末日までに、当該年度の会費を納入するものとする。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めたときは、これによらないことができる。
2. 年度の途中において入会した会員の会費の納入は、入会手続きと同時にを行うものとする。

(会員区分変更に伴う、入会金、会費)

第7条 会員区分が変更になった場合は、入会金、会費の差額分を納入するものとする。
2. 会員区分変更に伴っても、納入された入会金、会費を当協会より返却することはない。

(会費の免除)

第8条 正会員として20年以上の期間を活動し、年齢が70歳に達した者は、会費を免除する。

2. 正会員として80歳に達した者は会費を免除する。
3. 特別会員は会費を免除する。

附則

1. この規定の改廃は、理事会で策定し、総会の承認をもって施行する。
2. この規程は、2009年5月13日から適用する。
3. 2012年5月16日の総会にて会費の免除規定(第8条)を追加する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会

別表

| 会員区分 | 資格 | 入会金 | 年会費 |
|------|--------------|----------|---------|
| 正会員 | アルパイン・ガイド | 50,000円 | 40,000円 |
| | アスピラント・ガイド | | |
| | マウンテン・ガイド | | |
| | レスキュー・マスター | | |
| | クライミング・マスター | | |
| 準会員 | ガイド養成学校生 | 20,000円 | 20,000円 |
| | 中級レスキュー技術認定者 | | |
| | 他団体認定資格保持者 | 10,000円 | |
| 団体会員 | | 100,000円 | 20,000円 |